二　精神科急性期治療病棟入院料の対象患者

(1)　精神科急性期治療病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者

(2)　精神科急性期治療病棟を有する保険医療機関に入院している患者であって、急性増悪のため当該病棟における治療が必要なもの

三　精神科救急・合併症入院料の対象患者

一のイ及びロの患者に加え、身体疾患の治療のため一般病棟に入院した後に精神科救急入院料に係る病棟に入院した患者（当該病棟での入院前三月間において精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたものを除く。）

別表第十一　短期滞在手術基本料に係る手術

一　短期滞在手術基本料1が算定できる手術

K005　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）　3　長径四センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　3　長径六センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K008　腋臭症手術

K068　半月板切除術

K068―2　関節鏡下半月板切除術

K093　手根管開放手術

K093―2　関節鏡下手根管開放手術

K282　水晶体再建術

K474　乳腺腫瘍摘出術

K508　気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）

K510　気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）

K653　内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術　1　早期悪性腫瘍粘膜切除術

K721　内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術　1　長径二センチメートル未満

二　短期滞在手術基本料2が算定できる手術

K841―2　経尿道的レーザー前立腺切除術

K067　関節鼠摘出手術

K067―2　関節鏡下関節鼠摘出手術

K069　半月板縫合術

K069―3　関節鏡下半月板縫合術

K074　靱帯断裂縫合術

K074―2　関節鏡下靱帯断裂縫合術

K196―2　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）

K453　顎下腺腫瘍摘出術（歯科点数表においてはＪ０５６）

K454　顎下腺摘出術（歯科点数表においてはＪ０５５）

K461　甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術

K617　下肢静脈瘤手術　1　抜去切除術

K672―2　腹腔鏡下胆嚢摘出術

K718―2　腹腔鏡下虫垂切除術

K743　痔核手術（脱肛を含む。）　4　根治手術

K781　経尿道的尿路結石除去術（超音波下に行った場合も含む。）

K823　尿失禁手術

K867　子宮頸部（膣部）切除術

K873　子宮鏡下子宮筋腫摘出術

K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　2　腹腔鏡によるもの

三　短期滞在手術基本料3を算定する手術

K633　ヘルニア手術　5　鼠径ヘルニア（十五歳未満に限る。）

K634　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（十五歳未満に限る。）

別表第十二

脊髄損傷
筋ジストロフィー症
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）
ハンチントン病
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）
亜急性硬化性全脳炎
仮性球麻痺
脳性麻痺

○厚生労働省告示第七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月五日　　厚生労働大臣　長妻　昭

本則を次のように改める。

第一　届出の通則

一　保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）及び保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）（以下「保険医療機関等」という。）は、第二から第十五までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。

二　保険医療機関等は、届出を行った後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三　届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十五までに規定する施設基準に適合しない場合は、当該届出又は届出の変更は無効であること。

四　届出については、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。